

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷九第

行發日一月七年八正大

庭園都市に就いて……………	法學博士 田島 錦治
支那投資の國際的共同……………	法學博士 戸田 海市
住居税と公平負擔……………	法學博士 神戶 正雄
社會政策より觀たる我國の財政……………	法學博士 小川郷太郎
人糞尿の國益……………	法學博士 財部 靜治
マルクスの唯物史觀 <small>に謂</small> 生産の意義……………	法學博士 河上 肇
植民地の勞働政策……………	法學博士 山本美越乃
ヘンチーの組合社會主義論……………	法學博士 河田 嗣郎
明治の米價調節……………	法學士 本庄榮治郎
海運と國民經濟……………	法學士 小島昌太郎
最近の出産率減少に就いて……………	文學士 高田 保馬

住居税と公平負擔

神 戸 正 雄

緒 言 (一)本研究の目的 (二)説述の順序

第一段 住居税と所得又は財産

其一 住居税と所得 (一)住居税が所得に對し公平なりといふ見解(A)所得の大小より(B)所得の種類より(二)右見解の批評(A)大體上の考察(B)精細の考察(イ)同額所得者につき(1)主觀的動機よりの差異(2)客觀的動機よりの差異(ロ)異額所得者につき(三)右批評の實際上の適用

其二 住居税と財産

第二段 住居税と支出 (一)住居税が全支出又は全奢侈的支出に對し公平なりとの見解(二)右見解の批評(A)此税の不公平(B)他税との相對的公平)

結 論 (全文の要旨)

緒 言

(一)私は最近、奢侈的住居税(又は高級住宅税)を立案した。其案及之が説明は追つて發表することとして、茲に其前置として、由來實際に行はれ且つ理論上最も多く論議せられたる單純なる住居

税が、租税の第一要求たる公平負擔又は給付能力原則と如何なる關係に立つやに就きて論究を試みやうと思ふ。私の新案、奢侈的住居税の當否も固より先づ、其の給付能力原則上の批判を要するが、其を爲すにつけても、先づ一應、單純なる住居税と此原則との關係につきて由來行はれたる學說の通觀を爲し置くことを便とする所である。是れ私が茲に此研究を試むる所以である。

(二) 偕て又之が説述の順序としては、先づ第一に單純なる住居税の普通の課税標準たる住居の賃賃價格が、住居者の所得又は財産と一定の關係にあることを唱ふる學說を擧げて之を批評し、次に右の賃賃價格か住居者の全支出又は全奢侈的支出と一定關係にあると爲す説を擧げて之に批評を加へ、以て單純なる住居税が如何なる度まで公平負擔の要求に適ふやを明にしやう。

第一段 住居税と所得又は財産

其一 住居税と所得

(一) 住居税は普通一に屋賃税とも稱せらるゝ程で(註一)、其普通の課税標準は即ち住居の賃賃價格であるが、之につき(A)先づ其賃賃價格の大小が住居者の所得の大小を反影すといふ見方がある。即ち所得の大なる者は其小なる者よりも一層大なる屋賃を有ちたる住居を使用するといふのである。尤も之を傳ふるにつき學者の用ゆる所の語に強弱があつて、或は屋賃が此所得關係を示すの

最良標準といひ(註二)、或は大體又は近接的の表示ともいふ(註三)。そして夫の佛國の動産税の如きも亦た此假定に基きたるものゝ如くであり(註四)、而して又斯かる假定を生ずるに至つた理論上の根據は、今日の人々は出来るだけ愉快なる生活を遂げやうといふ欲求を有つ所で、所得大に餘裕が大となれば、自ら大なる又高價なる住居を選擇することゝなるといふに在る(註五)。(B) 其から所得と給付能力との關係は常に所得の大小分量につきて之あるのみでなく、所得の種類品質につきても之ある所で、所得が同一大でも所得種類が異るときは給付能力に大小を生ずるものである。例之人的所得者は物的所得者よりも能力の比較的小なるものであるが、前者は自然、後者よりも割合に小なる住居を取ることになるので、住居又は屋賃税によつて自動的に公平負擔の行はるといふこともある(註六)。是れ亦た住居税が所得に關し公平負擔を得る上に於ての長所であるといふのである。

(註二) 講多の學者は此税を指すのに住居^〇又は屋賃税といふ詞を用ゆる。例之ヘツケル、エーベルヒ、アアイフアー、ドーン(S如)(Wohnungs-od. Mietsteuer, rent or occupier's taxes)¹⁾

尤も或學者は住居屋賃税 (l'impôt sur le loyer d'habitation キーリー) 屋賃及住居税 (Miet- und Wohnungssteuer、フィスチング) 又は之を逆にして住居及屋賃税(匿名政治家)てふ詞を用ゆる。及こいふ字を用ゐたる場合は其前後のものゝ別物と見たのであらう。之につき加藤氏は住居税は屋賃税と同一でない。給付能力に基かず、屋賃を各人が公共行政給付より受くる利益の測定標準として利用する屋賃税と同一でない。住居の外に他の建物をも税する所の屋賃税とも同一でない。

1) Heckel, Lehrbuch. II. S. 280. Derselbe, Mietsteuer. (Conrad, Hwb. 3 Aufl. VI.) S. 696. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 389. Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 482. Dawson, Municipal life and government in Germany. p. 415.

いふ。²⁾

(註二) 例之、フナツケは此税は住居の價格又は價値が住民の給付能力に對して正比例に立ち、隨つて其適當なる表不たること假定に基くといひ、アイゼンハルトは所得に對して公平なる割合を示す消費は他にないといひ、コッサは収入と住居により生じたる支出との間には關係が存するといひ、ブアイフアーは少くとも同一地にては或度まで各人の處分し得る方便が大となればなるほど愈々多く彼が之を其住居に使用することとなるを假定するを得といひ、ロツシアは實際多くの人にては其住居の價値は其經濟狀態の最良の徵證なりといひ、ラウは屋賃出費は多くの場合に能方の良き記しであるといふ。更らにグラーフに依るとフナルクスマンも亦た、住居支出が各人の全經濟狀態を最明に現はす、一層大なる財産又は所得にては住居出費の相當なる増加があり、住居に對する一層大なる出費が一層大なる財産又は所得を決せしむといふ考である。³⁾

(註三) 例之、エーベルヒは此税の長所として、住居が實際住者の經濟上の地位の大體の標準を示すことを挙げ、バステープルは家屋税(住居税と混同されたる)の行はるゝ理由として人の家の價値は其所得の満足なる標準也といふ信仰ありといふも、他の所にては、此が所得に對して單に可なり比例的となるといふ所である。ボーリニューも或所では、屋賃の大きは財産又は所得の最大の最多く欺かざる徵證であるといふが、他の所では此税は完全ではない。併し人民の所得又はむしろ能力に、財政事項にて出来るだけの近接を以て比例と爲すを得といふて居る。⁴⁾

(註四) フグナーは佛國の動産税につき、住居支出より所得額を決し、隨つて見積所得が課せらるべきものとして所得稅的の税を此に於て考へたといふ。同様の趣旨をヘツケル、グラーフ、バステープルも説く。⁵⁾

(註五) 例之、ボーリニューは之を説明して、安樂と外形的奢侈とを愛する所の吾人の社會にては、人が一般に其財産につき爲す所の第一行爲は其住所を大にし且つ美にすることであるといひ、ラウは多くの人は廣く、便利且つ適當なる住居の愉快に大なる價値を置き、隨つて富者は其所得に相當なる支出を此住居享樂の爲めに爲すを例とすといひ、ブアイフアーは美にし且つ廣き住居を有つべき希望は凡へての文明國に於て一般であるといふ。⁶⁾

- 2) Leroy-Beaulieu, *Traité*, 5 éd. I. p.374. Fuisting, *Grundzüge d. Steuerlehre*. S. 108. Staatsmann a. D., Fw. S. 249. Kato, *Wohnungs- und Luxussteuern*. S. 29.
- 3) Vocke, Fw. S. 363. Eisenhart, *Kunst d. Besteuerung*. S. 177. Cossa, *Grundriss d. Fw. S.* 118. Pfeiffer, a. a. O. S. 488. Roscher, Fw. 5 Aufl. II. S. 73-4. Rau, *Grundsätze*. 5 Aufl. II. S. 230. Graf, *Das Problem d. Luxussteuern*. S. 175.

(註六) ボーリニーは論じて曰く、此税の他の利益は永久的所得と一時的所得との間に區別を爲して、前者を後者よりも重く課税することである。—— 屋賃税は自動的に之を行ふの大效益がある。實際一時的又は修身の所得、職業の所得、又は其人的活動に歸する利益の持主の多數は其屋賃に向つて、永久的所得の持主により同目的に出さるゝよりは割合に小なる額を支出すこと。

(二) (A) 成程、右の見解は人の普通の情を寫したもので、人は同じならば、所得が大きく餘裕が大であれば、其の小なる場合に比して一層大なる住居を用ゆる傾があり、所得種類の差異により給付能力の異なるにつきても、人は自ら之に適應するが如き住居を選むこととなり、住居税によつて自動的に公平なる負擔の課せらるゝ傾がある。で大體に於て住居税が公平といふのは不當ではない。

(B) 但だ併し精密に考へると決して公平とはいへない(註七)。(い)先つ同額所得にてありながら屋賃の必ずしも同額たるを得ざる原因がある。(1)其第一は主觀的原因で、即ち人が其全所得中、幾許を支出に充て、其全支出中、更らに幾許を住居支出に充つるやは、其人の考次第であり、或屈伸力を有つ所である(註八)。各人の生活に關する哲學觀、道義觀、經濟觀、社會觀、衛生觀等により區々なる結果になり得る(註九)。斯くて其結果として、大所得者か小住居に甘んずることにもなり、小所得者が大住居を敢て用ゆることにもなる。それから人的所得者が却つて同額の物的所得者よりも一層大なる住居支出を爲すことともなる。そうすると住居税では給付能力に對し不公平なる結果になるといふ非難を免れない。成程其は不公平負擔には相違ない。が併し他に之を恕

- 4) Fheberg, a. a. O. S. 389. Bastable, Public finance. 3 ed. p. 397. 443. Beaulieu, l. c. p. 374. 379.
- 5) Wagner, Fw. 2 Aufl. III. S. 453. Heckel, Lehrbuch. II. S. 281. Derselbe, Mietsteuer. (in Conrad's Hwb. VI.) S. 696. Graf, a. a. O. S. 106. Bastable, l. c. p. 445.
- 6) Beaulieu, l. c. p. 374. Rau, a. a. O. S. 230. Pfeiffer, a. a. O. S. 488.
- 7) Beaulieu l. c. p. 376.

すへき所以のものが多少はある。即ち餘裕の大なるに拘らず、屋賃を節したる者が此税により割合負擔の輕きを與るとも、其は結局、彼が社會に對し資本充實に貢獻し、多數民の生活を豊にすることに寄與し、并に別に資本財産に對する課税の機會を與ふることによつて貢獻も出來るから、太しき不都合とはいへない。斯く辯護することが出来る(註一〇)。(2)第二は客觀的原因で、各人の年齢健康、家族の大小(獨身と否、小供の多少)、職業(註一一)、社會的地位(註一二)、慣習、住居する市邑地區(註一三)等の爲めに、同一所得でも住居費に大小を生せざるを得ざらしむる。即ち多少は本人の意の儘にならざる關係にて割合に多くの屋賃を出さなければならぬといふことがある。併し其中に就きて年齢健康の如きは通例大して有力のものでなく、慣習は本人に於て餘程打勝つことが出来る。但し健康の程度によつては時に普通人よりも高き屋賃を拂ふの餘儀なからしめ洵に氣の毒なる場合がある。で精密にいふと少くも特殊の病人をもつ家族では之を斟酌するが至當といふことになる。併し其の之を斟酌する方法は甚だ六つかしい。家族の大小に至ては各人の選む所であつて、其多き爲めに割合に大屋賃を拂ふこととなり、高き税を負ふこととなる。其は自業自得であるといふ見方もあるが(註一四)、併し其は酷である。若も人口の減退が望ましくなく、家庭の和樂、人々の健康維持が社會上望ましとするならば、此大家族者を宥恕しなければならぬ(註一五)。又此が斟酌は太しき困難を見ずして實行することを得る(註一六)。職業や社會的地

8) Heckel, Lehrbuch, II. S. 282. Derselbe, Mietsteuer etc. S. 697.

9) Heckel, Lehrbuch, II. S. 282. Derselbe, Mietsteuer etc. S. 697. Roscher, a. a. O. S. 74. Vocke, a. a. O. S. 364. Eheberg, a. a. O. S. 389. Rau, a. a. O. S. 230. Eisenhart, a. a. O. S. 178. Cossa, a. a. O. S. 118. Conrad, Grundriss. Fw. 2. Aufl. S. 110. Quincy Adams, Gebäude- und Mietsteuer. S. 66-7.

10) Vocke, a. a. O. S. 364.

位やは、其の爲め屋賃が大きくなり租税が高くなるから嫌やといふならば、轉業、貶位を爲せば可である。其をせぬ以上は、高き負擔も自業自得といひ得るが其は酷い。或は高き社會的地位には無形の愉快があり高き屋賃を伴ふ職業には其だけ利益多きことが伴ふから埋合せがあるともいへる(註一七)。が併し又進んで考ふると其職業又は地位に伴ふ屋賃と其の之に伴ふ無形の收入との關係だけなれば、其間に公平ありともいへるが、更らに其上に租税までも屋賃に加へて尙ほ公平なる理合がありやは疑はしとも考えらるゝ。特に地位に伴ふ高き屋賃といふ方は一の虛榮に過ぎぬから、之に高き税を負はしても太しき不都合はなく、むしろ當事者に若干の反省を促すに足るともいへるが(註一八)、營業上避くへからざる生産費とも見るべき高き屋賃に税を課するのは産業壓迫の嫌もあり、旁々此方は斟酌するのが至當といふことになる。で之につきては營業所免税の原則を設るか(註一九)、又は之を課税しても特別低率を課することゝすべきである(註二〇)。其れから住處を市邑地區の何れに定むるかは各人の自由のやうにも見らるゝが、實は少からず職業や教育の都合や家事關係や等の爲めに制限せらるゝから、此も精密にいへば幾分の斟酌を加へなければならぬ。尤も屋賃の高き處は其れだけ有無形の何等かの利益の多い處と見れば見られるが、其は其れで理合が得られて居るから、其上にも屋賃の大小によりて課税するの結果、所得の大小に相當ならざる課税となるのは不當である。或は又屋賃の割合安き處に住めば、自然大な家に住

むことになり其れで屋賃支出が大なることゝなつて埋合が得らるゝやうでもあるか(註二二)、實際其は決して十分なる埋合にはならぬ(註二二)。(三)次きには異額所得者間にては大體、小所得者ほど割合に大なる屋賃を要するといふ關係がある(註二三)。此點は屋賃に累進稅率を適用することによつて、所得に對し比例課稅とならしむることも出來、更に最下級小民には一定額以下の屋賃を免稅すること(註二四)によつても此非難に對抗するを得る。けれども夫の小所得者割合に大屋賃といふ關係が精密にいへば右の如き規則正しき累進を至當とするほどの規則正しき關係のものでないことを忘れてはならぬ。又大所得必ずしも割合に小屋賃でなく、却て割合に大屋賃を負ふ場合のあることをも考慮しなければならぬ(註二五)。

(註七) シェフレイは、住居支出は一般に所待の標準を與へないといひ、コンラードは人の住居が其生活狀態への結論を許すも、固より完全なる精密にては然らずといひ、フイスチングも所得の使用により假定せられたる所得を稅するものは全く不満足といふ。¹²⁾

(註八) ニツチは曰く、家の需要は大なる屈伸力を示す。特に住居家屋に於て然り。¹³⁾

(註九) フタツケは曰く、人的嗜好が住居の選擇及之が爲めに爲さるゝ支出に大なる重要を有する。——營業者の中にも努力向上する人は水き間往々にして一生涯、其屋賃が其給付能力に對し正比例に立たざる住居に満足する。コツサも亦曰く、人の性癖、嗜好、考等により屋賃に大差異がある。更らにホーリニーは曰く、其財産が許すよりも以下の屋賃を有つことによつて稅を逃れんとする吝嗇漢を妨ぐるの難きことは明かである。¹⁴⁾

(註一〇) バルギウスは吝嗇漢、特に其寶を埋藏し其富を生産的に使用せざる者の數は大くないといひ、ミルも、吝嗇漢も今

11) Vocke, a. a. O. S. 364.

12) Schäffle, Steuern. B. T. S. 346-7. 347. Conrad, a. a. O. S. 110. Fuisting, a. a. O. S. 108.

13) Nitti, Principes. p. 450.

14) Vocke, a. a. O. S. 364. 365. Cossa, a. a. O. S. 118. Beaulieu, l. c. p. 375.

日は其實を徒らに蓄積するものではない。生産的使用の爲めに放棄するものであるから、此が國富を増加するのみならず、隨ふて税を拂ふ一般方便を増加するといひ、アイゼンハルトも借屋人が安き住居にて住居税を貯蓄するものを、其丈け多く他の課税すべき物體の爲めに使用するであらうし、其も貯蓄する場合には資本本税を課せらるゝこととなるであらうといひ、ホリーユも此吝嗇漢は後日國庫により取らるゝを得る。彼等が消費せざるものは貯蓄に對する恩恵及獎勵の一種である。又相續税のあるときは、此吝嗇漢によつて貯蓄されたる所得は年々刻んで税せらるゝ代りに、死時に一纏めとして税せらるゝこととなる。尤も此が稍少き割合であらう。兎に角、國家は大して失はないであらうといふ。¹⁵⁾

尤も之に對し反對を表するあり。例之フナツケの如し。曰く、斯かる節約には恩典を與ふる値ありといふが、其は實際あるよりは過ぎたるものである。何となれば國家は良き經濟人より維持さるべきであつて、節約が承認すべきものであつても、此が租税を免せらるべきものでないから。或人が其給付能力の割合に餘り少く拂ふだけは、他の人が餘り多く拂はなければならぬこととなる。そして此は不正である。¹⁶⁾

(註一) 例之ヲウは多くの營業又は其他の職業によりて或大さ、地位及性狀の住居を取る餘儀なきこととなる。——然るに他の者例之資本家及多くの恩給持は此につき自由なる選擇を有つといひ、フナツケは營業者が其營業の爲めに家に於てより一層多く旅行にあり、家が唯だ寓居に過ぎざる人は此税により宥容せらるゝ。——然るに多くの者は職業及營業事情により然らざれば其經濟上の地位に相當なるよりも高き住居を有つことを餘儀なくさるゝといひ、ロツシア人は屋賃税の不公平なる場合として、交通頻繁なる地位及最下階の家に住せざるへからざる小賣商人と大商人とに銀行との對立を擧げ、コンラードは業務が往々にして勞働者、商人、役人をして一定の地方に住まざるを得ざらしめ、又は特に廣き場所を使はざるを得ざらしむる。例之其住居にて同時に仕事場をもつ指物師の如しといふ。其他ブアイフアー、ワルカー、ニツチ、ヘツケル、エーベルヒ、等此關係よりする不公平を注意する所である。¹⁷⁾

(註二) ユツサは人の地位の種類にあり、屋賃に大差異を生ずることを説き、フナツケも地位の關係が之に關係あることを唱へ、之が例として市民は役人よりも一層簡單に住居すべき爲す。グララーフは特に高き役人は其社會上の地位の爲めに富者と住

15) Bergius, Grundsätze d. Fw. S. 276. Eisenhart, a. a. O. S. 181. Mill, Principles. Bk. V. ch. III. § 6. Beaulieu, l. c. p. 375.

16) Vocke, a. a. O. S. 365.

17) Rau, a. a. O. S. 230: 231. Vocke, a. a. O. S. 365. Roscher, a. a. O. S. 74. Conrad, a. a. O. S. 110-111. Pfeiffer, a. a. O. S. 491. Walcker, Fw. S. 84. Nitti, l. c. p. 451. Heckel, Lehrbuch. II. S. 282. Derselbe, Mietsteuer etc. S. 697. Ebeberg, a. a. O. S. 389.

居を同ふせざるべからざるものとす。¹⁸⁾

或は見様によつては此に入れることが出来、見様によつては、前の主観的原因に數ふべき興味ある事例はフナツケの擧ぐる所のものである。即ち財産家が其營業及富裕の減退に際し、其支出上出来るだけ永く人の注意に觸れざらんと努むることである。¹⁹⁾

(註一三) ラツは屋賃は異なる場所にて頗る不等といひ、ブアイフアー、フナツケ、及コンラードも地方により屋賃の大差異ありと爲し、市と田舎との對照を擧げ、エーベルヒは更らに此屋賃が田舎と都市との間及各箇の市區にても著しき相違ありといふ。ヘツケルは住居費は市邑により異り、屋賃は特に急速に發展する市にては、一層不動なる事情を有する處に於けるよりも相對的にも一層高しといひ、ニツチは頗る貧なる國にして新築の爲めに資本を投すること少き處では、屋賃が頗る高く、往々にして(下級者の爲めの伊太利のナホリの如く)所得の三分の一又は二分一を成すといふて居る。²⁰⁾

(註一四) 之につきベルギッスは此非難は考慮の値がない。何となれば其財産状態によりて愉快に且つ眞く養育し得るよりも多くの小供を作つたものは、其が爲めに少き税を拂ふことを要求する權利を有たぬからといひ、ヨルは彼は不平をいふ資格はない。何となれば大なる家族を有つことは彼自らの選擇であるから。公益に關するだけでは此が獎勵さるゝよりはむしろ抑へざるべきものであるといふ。²¹⁾

(註一五) ホーリユーは此不平を解くには税率にて家族の員數を考慮すれば可といひ、フナツケも亦未婚者の重負擔及小供數の斟酌によつて之を計算するを得とす。²²⁾

(註一六) 尤も此が標準の定め方が多少恣意を伴ふの非難があり(フナツケ)、此考慮が多少此課税の長所たる賦課の容易を損することにはなる。即ち各住家に幾人の住者ありやの問題の確定が被税者の内部及家族事情に於ける痛ましき侵入を伴ふ(グラフ)。²³⁾

(註一七) ミルは之につき、營業者が倫敦の大通の如く屋賃の獨占率なる地位に生活するを餘儀なくさるゝといふ訴は注意の値なきやうである。何となれば彼が此特別地位より得べく期待する特別利益が、彼にそり其特別費用と同一以上なるの故の

18) Cossa, a. a. O. S. 118. Vocke, a. a. O. S. 364-5. Graf, a. a. O. S. 107.

19) Vocke, a. a. O. S. 229.

20) Rau, a. a. O. S. 231. Pfeiffer, a. a. O. S. 488. Vocke, a. a. O. S. 364-5. Conrad, a. a. O. S. 111. Eheberg, a. a. O. S. 389. Heckel, Lehrbuch. II. S. 282. Derselbe, Mietsteuer etc. S. 697. Nitti, I. c. p. 45°.

21) Bergius, a. a. O. S. 276-7. Mill, I. c.

22) Beaulieu, I. c. p. 376. Vocke, a. a. O. S. 364.

23) Vocke, a. a. O. S. 364. Graf, a. a. O. S. 178.

外は、何人も之を爲さないからといひ、ホフマンも此場合に特別の負擔が多くは營業の特別の収益によつて賠償せらるゝといふ。²⁴⁾

(註一八) 尤もグラーフは予と反對の見を取る。曰く、斯かる虚偽なる社會的名譽觀を抑ゆることに此税が貢獻することは何等の損害なしといふ者あらんも、斯かる税によつては彼等の區域に行はるゝ觀念の犠牲となれる罪なき者のみを税することとなる。此見解其ものは税法にては抑へられない。此には非常なる一般的社會改革を要するであらう。²⁵⁾

(註一九) 諸多の學者は此税に於て營業所を免稅すへしと爲す。ラウ、ヘツケル、ミル、ワグナー、アアイフアー、アイゼンハルトの如し。²⁶⁾

(註二〇) アイゼンハルトは營業用と混合せる住居の場合には低率を課すへしとし、匿名政治家は營業所又は營業用の室及場所は小なる率を貢ふべきものとすし、ホーリニューは職業上の必要(例之、醫師辯護士の如き)に關しては稅率の制定に於て考慮を爲すことを得る。其職業が同所得をもつ人の普通の屋賃よりも一層大なる屋賃を餘儀なくさるゝ義務者の爲めに稅率を一程度にて輕減するを得るといふ。²⁷⁾

(註二一) ミルは曰く、屋賃の低き處では所得の同額の人は通例一層大且つ良き家屋に住する。斯の如くにして屋賃に對し最初に見ゆるよりは一層多く其所得の同割合を支出することになる。若然らざれば、恐らくは彼等の多くが此等の場處に住するのは他に於て住するには餘りに貧なるが爲めである。隨ふて輕く課稅せらるゝべき最強き要求を有つこと。ベルギウスも亦た略ぼ同事をいふ曰く、大都市にては人が小住居にて満足すること、多くの場處にて屋賃は住民が貧なるの故に低きことが考察に來ると。フナルクスマンも人が特に高き住居費の存する處では空の數に於ける制限によつて税を輕くするを得ること、住處の安き處には住居需要の十分なる満足あることが此税を壓迫的ならしめざることによつて辯護する(グラーフ)。²⁸⁾

(註二二) グラーフはフナルクスマンの説に對して反駁して曰く、斯かる證明が正當かは疑問である。何となれば住居價値の左なくとも既に高く隨つて其上の税の特に重く壓迫する所では、此により生ぜらるゝ住室の數の制限は確かに輕易さを感じられずして犠牲と感ぜられ、小市等に於ける如く、大住居の安き處では、此安き住居價格は通例たゞ小市の民が大都市の民に

24) Mill, l. c. Hoffmann, Die Lehre von den Steuern. S. 238.

25) Graf, a. a. O. S. 107.

26) Kau, a. a. O. §. 231. Heckel, Mietsteuer etc. S. 697. Mill, l. c. Wagner, a. a. O. II. S. 618. Pfeiffer, a. a. O. S. 491. Eisenhart, a. a. O. S. 179.

27) Eisenhart, a. a. O. S. 179. Staatsmann a. D., a. a. O. S. 249. Beaulieu, I. c. p. 375.

28) Mill, l. c. Bergins, a. a. O. S. 277. Graf, a. a. O. S. 179.

比して驅る所の諸缺乏、例之小供多き家族には重く感ずべき良學校及教育所の缺乏及之により條件されたる子女の多費なる外地に於ける勉強に對する合理的平準であるから。此平準が高き住居税により無效とせらるるときに此は正當といふを得ぬ²⁹⁾

(註三三) フナツケ、ワグナー、エーベルヒ、アイゼンハルト、グラーフ、加藤等、所得の大なるに隨つて割合に小なる住居支出を爲すことを説く。特にロツシアは小所得を有する家計特に其大市に於けるものは富者よりも其全支出の一層大なる割合を住居に使用するを例とすとし、例之、伯林では一八六八年に一萬八千ターラー以上の所得を有する所得稅義務者は住居屋賃に對し所得の七・五七%、一千二百ターラーの所得稅義務者は二七・五五%、一千ターラー以下のは五〇・〇〇%以上を支出したといひ、ラウは佛蘭西の憲法議會にては其動産稅の制定に於て一萬二千法の屋賃は十二倍半の所得に相當し、三千乃至五千法の屋賃は八倍の所得に、二千乃至二千五百法の屋賃は六倍の所得に、五百乃至一千法の屋賃は四倍の所得に、百乃至五百法の屋賃は三倍の所得に、百法以下の屋賃は二倍の所得に相當することを假定したといひ、コンラードは簡單なる勞働者の住居が上流階級の住居よりも割合に高きことは一般の經驗である。特に大市では勞働者の家族は其所得の五分一乃至三分一を住居の爲めに支出しなくてはならぬ。小官吏は四分一、高級官吏は五分一乃至六分一、然るに頗る富める人は往々にして單に百分五乃至一のみを住居の爲めに使用することを假定するを得るといひ、ヘツケルは統計研究に依れば、大市では下層社會は其所得の三分一乃至五分一、中等階級は四分一乃至六分一、上流階級は七分の一乃至十分の一、全く富める階級は恐らくは十二分一乃至二十分一を住居目的に使用すといふ。³⁰⁾

(註三四) ヘツケル、ラウ、ホフマン、アイゼンハルト等、齊しく一定最小住居支出の免稅を認む。一九〇七年に立法部に報告を出したる紐育の特別租稅委員會の薦めたる累進住居税も唯小所得を有する者を課せざるが如き十分高き免稅を條件とした(マーシユ)。プアiffアアは此一定屋賃の免稅は人の生存に必要な支出は免稅すべしといふことを要求する公正理由よりも要求せらるるといふ。³¹⁾

(註三五) ポーリニーは曰く、實際頗る大なる財産につきて見れば、屋賃に献げらるる所得の割合は屢々中等有産者及往々に

29) Graf, a. a. O. S. 179.

30) Vocke, a. a. O. S. 364. Ebeberg, a. a. O. S. 389. Wagner, a. a. O. III. S. 453-4. Eisenhart, a. a. O. S. 178. Graf, a. a. O. S. 107. 175. Kato, a. a. O. S. 37. Roscher, a. a. O. S. 74. 460. Rau, a. a. O. S. 232. Conrad, a. a. O. S. 110. Heckel, Mietsteuer etc. S. 696.

31) Heckel, Mietsteuer etc. S. 697. Rau, a. a. O. S. 231. Hoffmann, a. a. O. S. 238. Eisenhart, a. a. O. S. 179. Marsh, Taxation of land values in American cities. p. 59. Pfeiffer, a. a. O. S. 490.

して労働者が其住居に供する所得の割合よりも一層大なるものである。例之、年金より十五萬又は二十萬法を受る人は往々にして大なる市、特に巴里にて其屋賃三萬又は四萬法にも達する邸宅を構へるが、(同一の人が往々にして其屋賃四千又は五千法なるへき田舎の家を構へる)——斯くて頗る大なる富を有つ人が其所得の六分一、五分一、往々にして四分一をも屋賃に供すること稀でないこと。³²⁾

(三)斯くの如く此住居税が精密に所得に關聯して公平とはいへないにもせよ、日本の所得税の如く人的所得者に過重負擔となつて大部分の物的所得者を見逃し又は軽く負擔せしむるものに比すると、或はむしろ此住居税の方が大體上に公平を得て居つて一層良きものともいひ得る。然ればとて夫の嘗て英佛にて試みられたる如く、所得税の代りに此住居税をといふ運動は此は金權的、反民主的で固より探るを得ない(註二六)。むしろ日本などでは折角有つ所の所得税を改良し完成し、そして住居税の或改良されたものにて其所得税を補充せしむるのか最得策であらう。住居税に此補充能力さへなしと見る人もあるが、其は過ぎて居る(註二七)。

(註二六) フナツケは此運動を解して諸多の富者の利益の爲めとし、ワルカーは住居税の攻撃は一部、主義的で、封建的、同業組合的、及セミナツク的色彩を有ち、此税の辯護は一部矢張り主義的で、金力的といふ。³⁴⁾

(註二七) フナツケは此税が所得税の補充も爲し得ない。何となれば此か所得税と同一の課税標準即ち全給付能力を而も其不確なる特徴にて表はされたるものを有つからといふが、住居税は所得税の如く實際、人の全給付能力を直接に捕捉せんとするものでなく、單に屋賃に現はれたる特別給付能力を捕捉するものであるから。此非難は當らない。此住居税と雖も他の諸税と共に所得税の補充となることを得る。

32) Beanlieu, l. c. p. 378.

33) Vocke, a. a. O. S. 364.

34) Vocke, a. a. O. S. 364, Walcker, a. a. O. S. 84.

35) Vocke, a. a. O. S. 365.

其二 住居税と財産

此の如く住居税は所得課税の上には不精密不満足であり、随ふて所得課税に依る公平負擔の見地から見れば、所得を直接に捕捉する所得税に劣ることになるが、併し唯一點、其が所得税にも勝ることがある。他ではない。所得が人の經濟上の地位の唯一完全の表示でなく、財産もが其地位に影響するのであるか、此點より見れば、住居支出の方が所得の影響の外、財産の影響をも受け、随ふて少くとも此點にては住居税の方が所得税よりも一層公平といひ得る(註二八)。左りとて所得税の如く公平課税の上に重大任務を有つものを止めることは勿論出來ない。たゞ別に此所得税が行はれて、其缺を補ふものとして或改良されたる住居税を用ゆることは右の見地から得策といふを得る。

(註二八) 加藤氏は住居税は此の所得税の矯正として用立つといふ大なる特徴を有つ。財産税が此外に存しない處では、住居税が財産所有に依る各人の給付能力を計算に入れることによつて然りといふ。³⁶⁾

第二段 住居税と支出

(一)更に給付能力の測定標準として、人の支出、特に其奢侈的支出を選むといふ觀點よりするとき、住居支出は其代表的のものとして、他の種の支出よりも一層便利で、之を以て全支出の大小

を見る最良の標準とすることが出来る(註二九)。勿論人の全支出又は全奢侈的支出を見出すことが出来れば、其に越したることはないが、其か困難で、何か一の支出によつて之を推定するに甘んじやうとなれば何うしても先づ此住居支出に來らなくてはならぬ。蓋し此が諸支出中、最重要なる一目であり(註三〇)、其が最外形的で捕捉容易といふ租税技術上の便利もある(註三一)。勿論之を奢侈的支出の代表と見れば、各家につき一定最小價値を超過する部分のみを課税標準とすることとすべきであり、單純に全支出の代表と見る場合にも、右よりは低き度にてせよ最小價値の免税を至當とする。そして此實行は決して困難ではない。斯くて人によつては之を以て代表的の消費税とせんとする程である(註三二)。

(註二九) アダムスミスは曰く、全生活費に對する雇賃費の割合は富の度の異なるにより異なる。此が恐らくは其最高度に於て最高く、此が低き度に於て漸次減退し、斯くて一般に最低度にて最低であらう。——此故に雇賃に於ける税は一般には富者の上に最重く課せらるゝこととなるであらう。而して不平等の此種のものに於て恐らくは頗る不相當なるものはないであらう。而して富者が其収入の割合にてのみならず、多少其割合以上にも公費に貢獻することは不相當でないであらう。——一般にいへば人の全支出の大小を判斷するを得る出發又は消費の或物件としては雇賃より良いものはない。ミルも曰く、人の支出の中にて全體上其方便の此よりも一層良き標準を示すものはない。——人が雇賃に拂ふものが或ものゝ標準となるすれば、此は彼が持つ物の標準ではなくて、彼が支出に供し得ると考ふるものゝ標準である。ベルギウスもミルと略は同事をいひ、更にウンプエンバッハは住居は模型的使用物の諸多のものに代り得るといひ、ア云峰は各人の全支出に對する代表として選まれ得る凡へての各支出中にて、住居に對して爲さるゝものが確に適當なるものであるといふ。³⁷⁾

37) Adam Smith, W. of N. Bk. V. Ch. II. Pt. II. Art. I. Mill, l. c. Bergius, a. a. O. S. 276. Umpfenbach, Fw. S. 285. Pfeiffer, a. a. O. S. 488.

(註三〇) アイゼンハルトは文明人の最重要且つ同時に最認め得べき需要は住居支出であるといひ、フナツケは住居が生活需
要の種々の物體の中に就き現はるゝ重要な爲めに、他の消費税の如く而く此住居税が無價値ではないといふ。³⁸⁾

(註三一) フナツケは其課税標準の認識し得べきことの爲めに此住居税が他の消費税の如く而く無價値でないといひ、諸多の
學者、ヘツケル、バスターブル、ボーリニュー、プラインアー、コツサ等凡へて此税の賦課徴收の容易簡單を擧ぐ。³⁹⁾

(註三二) 例之ベチーは此税を消費税中最良きものとし、性質上他の支出と關聯する支出の集合的消費税の推薦に於て特に住
居税を考へた。それからテツカーは一七四三年に凡へての他の種の消費税を住居税によつて代らしめやうと提案した。⁴⁰⁾

ミルの如きは家屋税が占有者に歸するだけでは、若も此が家の價値に正比例を得るならば、此が凡へての税の中にて最公平
及最故障なきものゝ一であるさへいふて居る。⁴¹⁾

(二)併しながらA)全支出又は全奢侈的支出と屋賃支出又は其一定小價値を越ゆる屋賃支出との間に
一定の規則正しき關係ありといふことは出來ない。前に所得についていへる所を準用するを得る
通り、各人の自由意思により並に其住所、職業、地位、家族、慣習等により不同の割合たるを
免れず、且つ支出の大小に對し規則正しく増減するといふこともない(註三三)。故に精密に公平な
る税となることは出來ない。(B)併し全支出又は全奢侈的支出を捕捉することか出來ず各箇の支出
に課する普通の消費税で甘んじ、之を探ることゝなれば、此住居税に存する不公平の如きは凡へ
ての消費税に共通であり(註三四)、むしろ此等の箇々的な消費税の中では此住居税が一番公平で
あり、貧乏人にも堪へ易きものといひ得る(註三五)。特に最小屋賃を免税とし又は極めて奢侈的な
る住居のみの税とするならば、決して不當の税ではない。住居税を以て生活必要品税と同と見る

38) Eisenhart, a. a. O. S. 177. Vocke, a. a. O. S. 364.

39) Vocke, a. a. O. S. 364. Heckel, Lehrbuch. II. S. 281. Derselbe, Mietsteuer
etc. S. 697. Bastable, l. c. p. 397. 443. Beaulieu, l. c. p. 379. Pfciffer, a. a.
O. S. 489. Cossa, a. a. O. S. 118.

40) Roscher, a. a. O. S. 76. Rau, a. a. O. S. 232. Parieu, Traité des impôt. 2
éd. II. p. 22.

41) Mill, l. c.

(註三六)に至ては過ぎて居る。假令最小屋賃の免税を行はないにしても、夫の生活必需品其ものに課する消費税よりは勝つて居る。小民にも負擔となるが富者に一層大なる負擔となる傾あるだけに於て勝る。で夫の入市税等に代るに此住居税を以てしやうといふ運動又は考(註三七)の如きは敢て不當でない。勿論之を以て單一の消費税としたり、況や之を單一税とするに至ては到底認むるを得ぬが、之を改造して奢侈税的のものとし、他の消費税等と共に所得税の補完を爲さしむるは決して不當ではない(註三八)。

(註三三) ロッシャアは小所得を有する家計は特に大市にては富者よりも其全支出の一層大なる割合を住居に使用するを例とすといひ、プアイフアも同様の意味のことないふが斯くの如きは大體論であつて精密なる議論ではない。

(註三四) 例之、各當漢が此税の一部を脱し得ることは凡べての消費税に當ることであり(ミル、ベルギウス)小供多き細民に不相當に重く課税されることも諸多の消費税に當る所である(ホーリニー、加藤⁴³⁾)。

(註三五) プアイフアは之によつて貧民に要求さるゝ過重負擔といふことは多くの他の消費税よりも小さいと注意す⁴⁴⁾。

(註三六) ヘツケルは之に絶對生活必需品の課税に對して爲さるゝ凡への非難が當ることとなるといふ⁴⁵⁾。

(註三七) ホーリニーは屋賃の一定小額を免することを止めて、むしろ此屋賃税をして最重く且つ最窮屈なる間接税、例之葡萄酒、サイダー、麥酒税を廢止せしむる道具として使用するを選むべしと爲し、プアイフアは此が地方税として入市税、消費税及他の間接税よりの収入に代る爲めに益々採用に來るべしといふ⁴⁶⁾。

(註三八) シェフラーは、一般又は單一使用税としての住居税は反對すべきものである。他の間接使用税の傍に使用税體系の中に入れられて、初めて此が家屋收益税の重要な改良、其補充を許すであらうといひ、ビルンバウムは此税に關聯して、すべて各税は唯だ全租税體系内のみ其正當なる價値を維持するを得る。斯くて恐らくは本來不當にして酷なる税が一定の

42) Roscher, a. a. O. S. 74. Pfeiffer, a. a. O. S. 489.
 43) Mill, l. c. Bergius, a. a. O. S. 276. Beaulieu, l. c. p. 375. Kato, a. a. O. S. 57-8.
 44) Pfeiffer, a. a. O. S. 489.
 45) Heckel, Lehrbuch. II. S. 281. Derselbe, Mietsteuer etc. S. 696.
 46) Beaulieu, l. c. p. 377. Pfeiffer, a. a. O. S. 491

體系の中に正當に包容されることによつて満足なる任務を盡し得るの故に辯護せしむといふ⁴⁷⁾

結 論

要之、住居税、特に屋賃を標準とする其は決して理想的完全に公平な税とはいへない。が之を一の消費税と見れば他のものに勝つて公平といふことが出来、所得税に比すれば公平に於て劣るが、併し大體的公平を得て居り、所得税の補完となる資格はあり、缺點多き所得税などに比すれば或はむしろ之に勝るといへる。それで此が公平負擔の見地から萬更ら棄てたものでないといふことになる。之を單純なる儘にて又單獨なる税としては薦むるを得ぬが、之を改造し且つ租税體系中の一税とするならば、相當に價值あるものとなり得ると考へらるる。

47) Schäffle, a. a. O. S. 346. 347. Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme. S. 231.